

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月2日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第87号

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則

京都市東京事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条中 「東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
第一鉄鋼ビルディング内」 を「東京都中央区八重洲二丁目

1番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月5日から施行する。

(総務局総務部文書課)